

保護者の皆さまへ

練馬区教育委員会事務局こども家庭部

子育て支援課長 山根 由美子

(公印省略)

学童クラブの利用および保育料等の取扱いについて

日頃から練馬区の学童クラブ運営にご理解とご協力を賜り真にありがとうございます。

区立学童クラブでは、新型コロナウイルス感染予防対策を継続しながら運営をしておりますが、東京都内における感染状況等を踏まえ、令和3年度も昨年度と同様に特例措置の取扱いを下記のとおり継続することといたしました。

なお、新型コロナウイルスの感染状況により取扱いが変更となる場合には、改めて通知いたします。

記

1 特例措置の取扱いについて

No	事由	利用	保育料
	日本への渡航制限、入国制限等により帰国または入国できない。または、入国後に隔離措置を受けている。	入会承認の取消しや、利用の解除は行いません。	月額保育料から当該事由日数分を減額します。
	児童が、新型コロナウイルス感染症に伴い医療機関に入院、もしくは保健所等の公的機関から自宅療養または自宅待機の要請を受けている。		
	在籍する学童クラブが新型コロナウイルス感染症に伴い臨時休室をしている。		
	から まで以外に、新型コロナウイルス感染症に関連して、保護者の自主的な判断により登室を控えている	学童クラブの出席日数が4週で16日に満たなくても利用の解除は行いません。	登室の日数に関わらず月額保育料をお支払いいただきます。

2 保育料の充当について

- ・特例措置 ~ に該当した場合は日割り計算し、過納額(月額保育料との差額)を原則該当月の2か月後の保育料へ充当します。

3 新型コロナウイルス感染症のPCR検査を受けた場合の対応について

- ・児童がPCR検査を受ける場合または濃厚接触者に特定された場合は、速やかに学童クラブへお申出ください。
- ・児童のPCR検査結果が判明するまでの期間、陽性だった場合の療養期間、保健所や学校等の公的機関からの自宅待機要請期間については、学童クラブの利用はできません。

ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

【担当】(平日の8:30~17:15)

直営学童クラブ

子ども育成係 電話:03-5984-5827

委託学童クラブ

運営支援係 電話:03-5984-1078

ねりっこ学童クラブ

放課後児童対策係 電話:03-5984-1519